

參考資料

令和7年度の各都道府県の 募集定員上限について

臨床研修医の募集定員について

臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている

平成16年度



平成22年度～



平成27年度～



令和3年度～

- 研修医の募集定員は、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず募集定員倍率（研修希望者数に対する募集定員数の比率）が1.3倍を超える規模まで拡大

- 平成22年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定

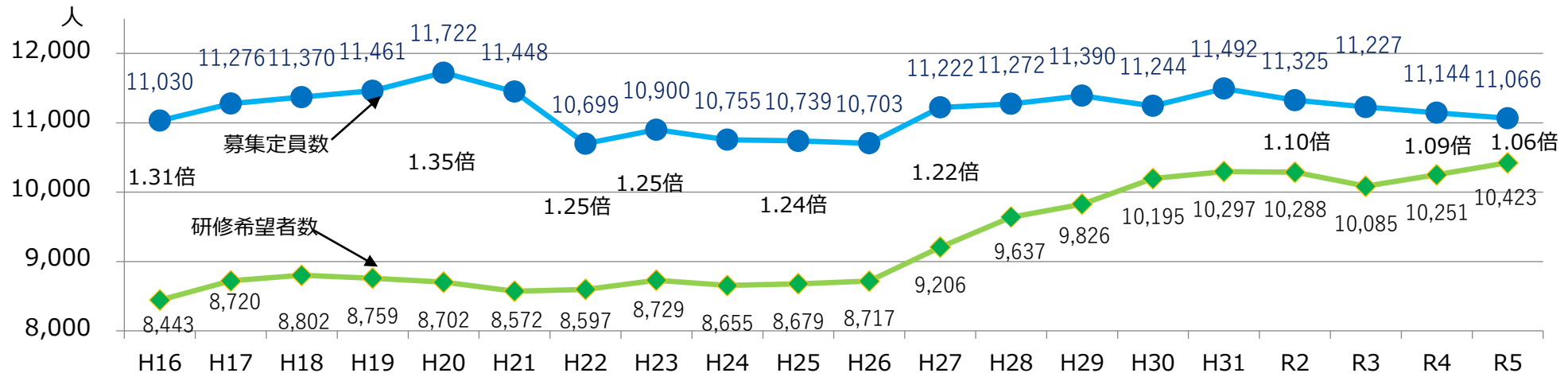
臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ（平成21年2月18日 臨床研修制度のあり方等に関する検討会）
 （2）募集定員や受入病院のあり方の見直し
 ○研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、人口分布を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員上限を設定する。

- 募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小する

- 募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小する

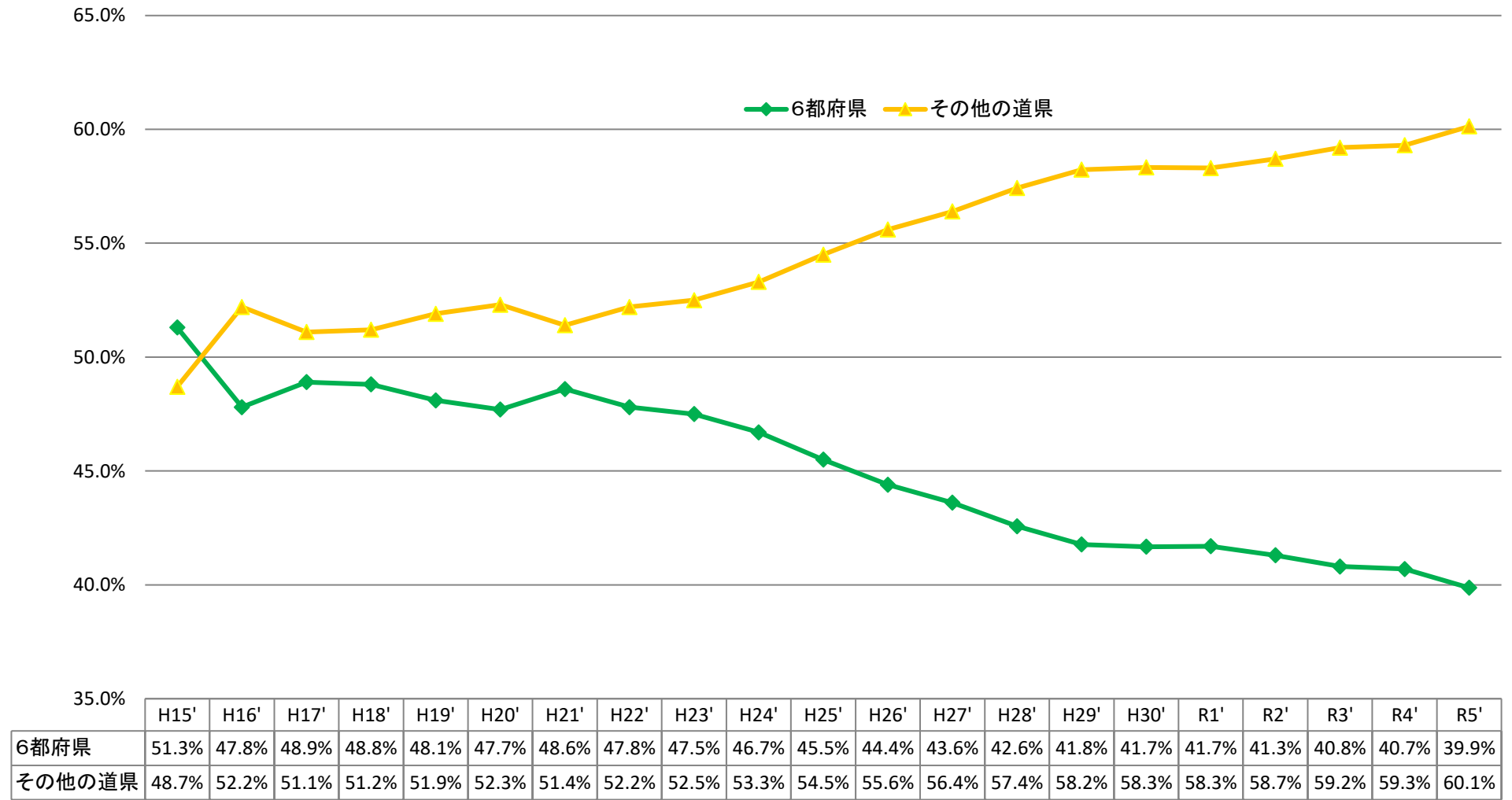
- 令和3年度から臨床研修を開始する研修医について、各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、当該都道府県内の病院の募集定員を設定

研修医の募集定員数、研修希望者数、募集定員倍率（募集定員数÷研修希望者数）の推移



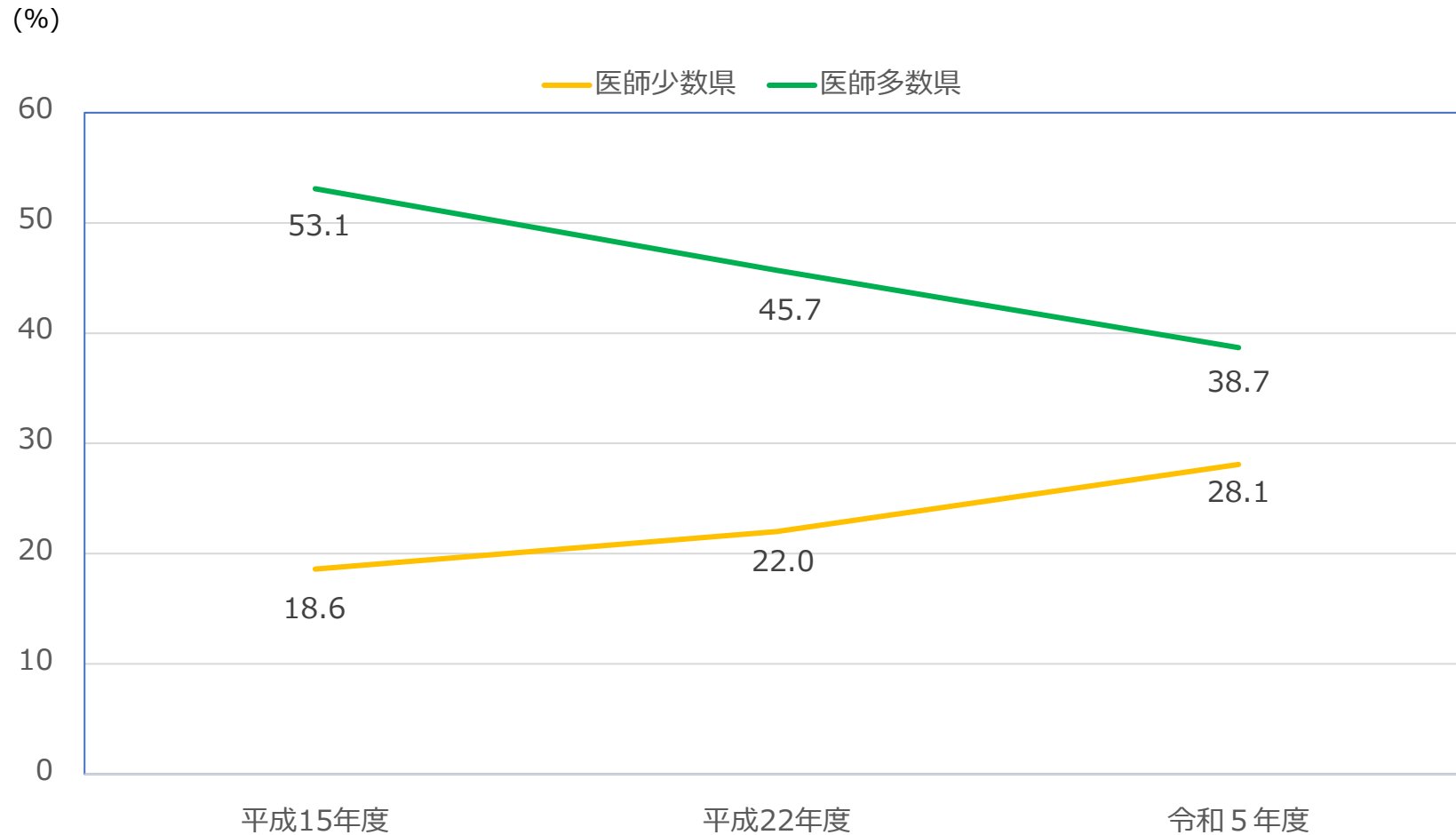
研修医の採用人数の割合の推移〈6都府県とその他の道県〉

大都市部のある6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）の採用人数の割合は、臨床研修の必修化前の51.3%（平成15年度）から39.9%（令和5年度）まで減少している



研修医の採用人数の割合の推移〈医師多数県と医師少数県〉

研修医の採用人数の割合は、平成15年度から令和5年度にかけて、医師多数県は53.1%から38.7%に減少した一方で（マイナス14.4ポイント）、医師少数県は18.6%から28.1%に増加した（プラス9.5ポイント）



医師多数県及び医師少数県は医師偏在指標（厚生労働省：令和5年8月時点）による

医師多数県（16都府県）：東京、京都、福岡、岡山、沖縄、徳島、大阪、長崎、石川、和歌山、佐賀、熊本、鳥取、奈良、高知、香川
医師少数県（16県）：岩手、青森、新潟、福島、茨城、埼玉、秋田、山形、静岡、千葉、群馬、長野、岐阜、三重、宮崎、山口

令和7年度の研修希望者数（推計）（10,540人）

=	①令和6年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,332人)
+	②令和6年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数	(208人)

①令和6年度実施のマッチングに参加する者の人数	(10,332人)	
=	④令和6年度時点の6年生のうちマッチングに参加する者の人数	(9,314人)
+	⑤令和5年度の医師国家試験不合格者数	(860人)
+	⑥国外の医学部の卒業者・卒業予定者数	(158人)

④令和4年度時点の4年生の人数から推計

⑤令和5年度時点の6年生の人数（推計）から推計

⑥直近3回のマッチングに参加した国外の医学部の卒業者・卒業予定者数の平均で代替

②令和6年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数（208人）

令和5年度時点の5年生の人数で代替

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法

■ 全国の募集定員上限（11,067人）

$$\text{研修希望者数（推計）（10,540人）} \times 1.05 \text{ ※1}$$

※1 令和7年度までに段階的に1.05まで縮小

■ 各都道府県の募集定員上限

① 人口

$$\text{全国の研修医総数（9,443人※2）} \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

② 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数（9,443人）} \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

③ 基本となる数

$$\text{全国の研修医総数（9,443人）} \times \frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口)の1.2倍を限度

※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

+ ④ 地域枠による加算

$$\text{地域枠入学者数} \times 1.05 \text{ ※1}$$

+ ⑤ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²当たり医師数※3
- (2) 離島の人口※4
- (3) 医師少数区域の人口※5
- (4) 都道府県間の医師偏在状況※6

※3 100km²当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算

※4 ①× 離島人口×3/当該都道府県の人口 を加算

※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算

※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

+ ⑥ 激変緩和措置(直近の採用人数保障)

・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和5年度）の採用人数よりも少ない都道府県は、令和5年度の採用人数と「令和6年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする

・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から
$$\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）の合計}}$$
 に応じて定員を削減して捻出

ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑦ 募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算 ※上記11,067人に別途加算するもの

・ ①～④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%（過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの）を上回る都道府県（令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④による加算の対象ではない都道府県に限る）に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする。

令和7年度臨床研修 都道府県別募集定員上限(案)

第4回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会	資料2-2
令和5年12月1日	

	R6年度募集定員上限	R6年度病院募集定員合計(※1)	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布・医学部入学生員で按分)(※2)	地域枠による加算(※3)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					R7募集定員上限(※5)	
					地理的条件(100km ² 当たりの医師数)による加算(※4)	地理的条件(離島の人口)による加算	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近(R5年度)の採用数	①×0.99と⑥のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と直近の採用数との差	仮上限から削る数(不足数の合計を⑨で按分)		3.2%まで戻すための追加配分
	①		②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
					④-1	④-2	④-3	④-4	②+③+④			⑦-⑤	⑤-⑥			⑤+⑧-⑩+⑪
北海道	438	441	362	25	37	3	0	0	427	338	0	0	0	0	0	427
青森	182	156	102	70	11	0	0	0	183	72	0	0	111	10	0	173
岩手	146	125	100	41	10	0	0	0	151	69	0	0	82	8	0	143
宮城	229	229	193	14	14	1	0	0	222	175	0	0	0	0	0	222
秋田	119	109	79	34	8	0	0	0	121	73	0	0	48	5	0	116
山形	120	120	88	22	9	1	0	0	120	61	0	0	0	0	0	120
福島	196	174	126	61	13	0	0	0	200	124	0	0	76	7	0	193
茨城	265	250	200	66	0	0	1	0	267	197	0	0	70	7	0	260
栃木	198	198	161	17	12	0	0	0	190	168	0	0	0	0	2	192
群馬	162	147	135	20	10	0	0	0	165	115	0	0	50	5	0	160
埼玉	538	498	517	35	0	0	0	0	552	447	0	0	105	10	0	542
千葉	497	497	441	50	0	0	0	0	491	475	0	0	0	0	0	491
東京	1,280	1,281	1,186	25	0	7	1	0	1,219	1,273	1,267	48	0	0	0	1,267
神奈川	667	668	650	18	0	0	0	0	668	641	0	0	0	0	0	668
新潟	229	229	152	24	11	12	0	0	199	147	0	0	0	0	23	222
富山	111	111	86	16	7	0	0	0	109	87	0	0	0	0	0	109
石川	130	135	94	13	7	0	0	0	114	87	0	0	0	0	12	126
福井	92	92	64	13	5	0	0	0	82	52	0	0	0	0	7	89
山梨	114	83	68	38	5	0	0	0	111	63	0	0	48	5	0	106
長野	171	172	142	15	10	0	0	0	167	136	0	0	0	0	0	167
岐阜	190	190	137	37	10	0	0	0	184	144	0	0	0	0	0	184
静岡	306	306	252	61	0	1	0	0	314	281	0	0	0	0	0	314
愛知	571	573	528	28	0	1	0	0	557	557	0	0	0	0	0	557
三重	181	167	123	48	9	1	0	0	181	135	0	0	46	4	0	177
滋賀	130	130	103	4	8	1	0	0	116	117	117	1	0	0	0	117
京都	253	261	200	7	0	0	0	0	207	260	250	43	0	0	0	250
大阪	637	652	618	18	0	0	0	0	636	628	0	0	0	0	0	636
兵庫	409	414	380	22	0	2	0	0	404	404	0	0	0	0	0	404
奈良	128	128	107	13	0	0	0	0	120	106	0	0	0	0	4	124
和歌山	127	127	76	38	6	0	0	0	120	94	0	0	0	0	3	123
鳥取	85	85	46	21	4	0	0	0	71	46	0	0	0	0	11	82
島根	97	78	56	28	6	5	0	0	95	53	0	0	42	4	0	91
岡山	197	201	157	8	12	1	0	0	178	178	0	0	0	0	13	191
広島	221	209	194	27	0	3	0	0	224	178	0	0	46	4	0	220
山口	137	132	111	19	8	1	0	0	139	105	0	0	34	3	0	136
徳島	78	78	59	12	5	1	0	0	77	48	0	0	0	0	0	77
香川	107	107	79	14	0	9	0	0	102	73	0	0	0	0	2	104
愛媛	138	141	108	23	8	4	0	0	143	88	0	0	0	0	0	143
高知	98	98	57	26	4	1	0	0	88	69	0	0	0	0	7	95
福岡	414	414	407	4	0	1	0	0	412	383	0	0	0	0	0	412
佐賀	86	86	68	5	0	1	0	0	74	52	0	0	0	0	9	83
長崎	149	146	108	22	0	31	0	0	161	90	0	0	71	7	0	154
熊本	146	146	121	6	9	1	0	0	137	88	0	0	0	0	4	141
大分	117	110	94	14	7	1	0	0	116	77	0	0	39	4	0	112
宮崎	118	110	89	26	7	1	0	0	123	54	0	0	69	6	0	117
鹿児島	171	148	112	16	8	34	0	0	170	121	0	0	49	5	0	165
沖縄	164	164	109	23	0	30	0	0	162	159	0	0	0	0	0	162
計	11,339	11,116	9,443	1,187	280	155	2	0	11,069	9,388		93	986	93	96	11,164

(※1) 都道府県が、各病院の募集定員を2人以上とするための加算をすることにより、病院募集定員合計が募集定員上限を上回る場合がある(令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする)

(※2) 「研修医総数推計値」は、令和7年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.896)を乗じて算出

→令和7年度研修希望者数推計値 10,540人×0.896=9,443人

(※3) 地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※4) 面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※5) ⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%(過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの)を上回る都道府県(令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、激変緩和措置による加算の対象ではない都道府県に限る)に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

(※6) 四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある